

**令和6年度
横浜市物流等関連施設等指定管理者
選定評価委員会 評価報告書**

**物流等関連施設
港湾厚生関連施設**

令和6年 11 月

はじめに

横浜市長からの委嘱に基づき、横浜市の港湾施設に関して、「横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会」を、3回にわたって開催し、指定管理者からの業務報告書及び現地の状況について、公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているかを厳正かつ公正に評価を行いました。その経過及び結果について報告するものです。

横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会

委員長	來生	新
委員	浅井	俊一
委員	石黒	玲子
委員	原田	順子
委員	山谷	隆則

目次

1 対象施設	P1
2 評価委員	P1
3 評価の方法	P1
4 評価の進め方	P2
5 評価委員会の経過	P3
6 評価内容・結果	P4
7 総評	P14

1 対象施設

施設名称	指定管理者	指定期間
物流等関連施設	横浜港埠頭株式会社	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
港湾厚生関連施設	一般社団法人横浜港湾福利厚生協会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日

2 評価委員

委員長	來生 新	横浜国立大学 名誉教授 放送大学 名誉教授 神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員
委員	浅井 俊一	株式会社日通総合研究所 リサーチ&コンサルティング ユニット2 主任研究員 / シニアコンサルタント
委員	石黒 玲子	石黒玲子会計事務所 公認会計士 / 税理士
委員	原田 順子	経営学博士（日本港湾経済学会員）
委員	山谷 隆則	港湾職業能力開発短期大学校横浜校 校長

3 評価の方法

(1) 評価の考え方

評価については、各施設の運営における「PDCA サイクル」の一環であることから、指定管理者の評価を行うこと自体ではなく、評価を通じて「施設運営の継続的なサービス向上」につなげることが目的です。

そのため、評価制度の設計及び運用は、「運営の継続的な向上につながるかどうか」を基準に考えることが必要となります。

特に、第三者評価制度は、客観的かつ多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務改善をし、施設運営の改善につながることを評価の目的としています。

(2) 評価項目・基準

ア 評価項目

評価は、「1 基本的事項」、「2 施設・設備の維持管理」、「3 運営及びサービスの質の向上」、「4 安全管理」及び「5 指定管理料の執行管理」の5つの大項目に分けて実施しました。さらに、具体的な内容の達成状況を確認するための評価項目として、指定管理者と市との協定内容を基本に、各施設の設置目的や特性を踏まえ、小項目を設定しました。

イ 評価基準

項目ごとに定めた具体的な内容の達成状況を確認し、5段階で評価しました。

評価内容及び点数	
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準をはるかに上回っている	5点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている	4点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を達成できている	3点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を達成できているが、一部に課題がある状態	2点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準のうち、達成できていない状態	1点

4 評価の進め方

委員会において、書類確認や実地調査、指定管理者へのヒアリング等を行い、評価を確定しました。

(1) 指定管理者による自己評価

第1回委員会で決定した評価項目に基づき、指定管理者が自己評価（評点とコメント）を記入し、委員会へ提出。

(2) 書類確認・実地調査・ヒアリングに基づく各委員の評価

自己評価や業務報告書等の確認、実地調査や指定管理者へのヒアリング等を参考に、各委員が5段階の評価を付し、コメントを記載。

(3) 評価報告書の作成・決定

5 評価委員会の経過

第1回 令和6年7月26日(金) 評価基準及び評価項目の決定 ほか

第2回 令和6年10月17日(木) 実地調査、指定管理者へのヒアリング ほか

第3回 令和6年11月27日(水) 評価報告書の決定

6 評価内容・結果

(1) 物流等関連施設【横浜港埠頭株式会社】

ア 講評

これまで長年にわたり指定管理業務を担い、ノウハウや実績を十分に蓄えている組織であることから、いずれの評価項目においても業務水準を上回る維持管理がなされている点を評価します。埠頭再編や利用者ニーズの多様化など、横浜港全体で大きく環境が変化していく中で、港湾局とより一層連携を強化するとともに、安全性の高い業務実施を継続することで、横浜港の更なる発展や国際競争力向上に寄与する施設運営を期待します。

イ 各委員のコメント

- ・ 横浜市の方針を踏まえた適切な管理運営を実施するとともに、これまで長年にわたり培ってきたノウハウを生かし、課題解決に向けた迅速な対応が随所に観察される点が評価できる。
- ・ 自社施設を含む複数施設を一体的に管理するとともに、同一業務の一括発注を積極的に行うことで、スケールメリットによる経費削減を図り、効率的な施設運営につなげている。日常業務においても、業務フローの見直しや効率化、新たな仕組みづくり等を積極的に実施し、経費削減を促進することに期待する。
- ・ 施設や設備の維持管理においては、巡回等で施設の利用状況を確認するとともに、不具合箇所や事故案件の早期発見に努めている。また、修繕対応に関しても、利用状況や危険度を踏まえ、案件ごとに優先順位をつけて適切に対応している。
- ・ 年間を通じて24時間体制での警備や緊急時に備えた連絡体制を確立・更新しており、埠頭内における事故発生時には、すみやかに現場確認及び関係機関への報告を行うなど、埠頭の保安確保を適正に行っている。また、災害対応の観点においても、過去の災害発生状況等を踏まえ、災害の種類ごとに具体的な予防策や人員体制を構築し、多様な手段で利用者に情報発信できる仕組みを整えている。引き続き、港湾局をはじめとする関係機関と緊密に連携を図り、埠頭の保安確保に取り組まれることを期待する。

- ・ 階層別研修やコンプライアンス研修、マニュアルに基づく防災訓練を実施するなど、幅広く人材育成に注力しており、適切な職員配置や体制強化を図っている点を評価する。毎年度の実施結果をフィードバックするとともに、新たな視点を取り入れ、プログラムの見直しを行うなど柔軟に対応することで、研修内容のより一層の充実を図ってほしい。
- ・ SDGs に関しては、専門部署を設置し、環境に配慮した取組を推進しているとともに、ペーパーレス化やデジタルツールを活用した業務の効率化を積極的に実施している。指定管理施設等における LED 化については、港湾局と連携して取り組んでいくことを期待する。
- ・ 利用者へのアンケート調査の実施や各埠頭団体との定期的な連絡会への参加により、施設の利用状況や修繕等の利用者ニーズの把握に努めている。その他、窓口等で受ける利用者からの問い合わせ事項についても、社内で情報共有を図るとともに、必要に応じて港湾局へ共有している体制が評価できる。引き続き、アンケート結果等を活用しながら、利用者ニーズの分析と業務への反映に取り組まれない。
- ・ 荷さばき地の利用調整を丁寧に行い、実績に基づく公平なサービス提供に努めているとともに、指定管理者の自主事業として大黒ふ頭における荷さばき地拡張工事を計画及び実施し、自動車取扱機能の強化に寄与している点が高く評価できる。今後も、既存施設における維持修繕とのバランスを考慮しながら、利便性向上につながる新たな取組を実施していくことに期待する。

ウ 結果

総合評価	4
------	---

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
1 基本的事項		4	4	4	4	4	4	4
(1)施設目的や基本方針の確立	ア 施設の設置目的や管理運営上の基本方針の理解を徹底させるための取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 施設の活用方法や公平な利用に向けた取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
(2)職員の配置状況、知識、マナー	ア 職員数は適正で、事業計画書の組織体制と実際の体制に乖離がない	3	3	4	3	3	4	3
	イ 施設の特性や公共性の理解など、業務遂行に必要な職員の知識・能力の向上に資する取組(職員に対するカスタマー・ハラスメントを防止する研修・教育等を含む)を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 挨拶や、言葉遣い・態度等マナーについて計画的に社員教育を行っている	3	3	3	3	3	3	3
(3)運営の実績	ア 基本協定書に定められた運営基準をクリアしている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 横浜港の環境変化に合わせた柔軟な管理運営を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 複数の施設(自社施設と公の施設)を一体管理することによる効果的な管理を行っている	5	4	4	4	4	4	4
2 施設・設備の維持管理		4	4	4	4	4	4	4
(1)清掃・施設保守管理、設備修繕業務、巡回・警備業務	ア 保守点検を適切に実行し、安全性の確保及び機能の保持が実現されている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 発見された施設等の不具合が適切に処理されている	4	4	4	4	3	4	4
	ウ 施設の清掃が行われ、衛生状態が適切な状態に保たれている	4	3	3	3	3	3	3
	エ 巡回、警備業務が適切に行われている	3	3	3	3	4	3	3

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
(2)環境への対応	ア グリーン購入の推進や巡回時のエコドライブ、電気、ガス、水道等のエネルギー使用量削減等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいる	3	3	4	3	3	4	<u>3</u>
3 運営及びサービスの質の向上		4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(1)利用実績の把握と利用者サービス向上に向けた取組	ア 事業計画書に基づき、利用実績が把握されている	3	3	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 施設の利便性の向上に繋がる施策を行っている	5	4	5	4	4	5	<u>4</u>
	ウ 多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(2)使用許可等業務	ア 使用許可業務が適切に行われている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
	イ 使用許可関係書類など、文書の取扱規程が整備され、適切に保管されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
(3)自主事業の適切な実施と独自の工夫等	ア 自主事業として提案した事項が達成されている	5	5	4	5	4	5	<u>5</u>
	イ サービス向上に向けた独自の工夫がなされている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(4)ユーザーニーズの把握、要望・問い合わせ対応	ア 利用者アンケートを実施し、ユーザーニーズを反映できている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 要望・問合せに対応する窓口が明確になっている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	ウ 利用者が苦情や意見を述べやすいよう工夫をして、改善につながる機会を増やしている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	エ 寄せられた苦情や意見に真摯に対応し、管理運営に生かし、業務を改善している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(5)社員間・関係機関との連絡調整	ア 一体的運営を図るため、社員間で情報共有の工夫を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 港湾関係機関、団体と連携した管理運営が実施されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
(6) コンプライアンス・個人情報の保護	ア 反社会的勢力の排除、汚職や贈収賄、不正競争行為の防止など法令順守の考えが社内に浸透し、法令を確実に順守する体制・仕組みを構築している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 個人情報の取扱に対する研修を実施し、個別に誓約書を取っている	4	3	3	4	4	3	<u>3</u>
	(7)市への報告	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
	イ 市の担当者との連絡を密にとり、報告、連絡、相談を徹底する取組を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	ウ 苦情・問合わせ等の内容を迅速に報告している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
4 安全管理		4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(1)緊急時の対応	ア 緊急時の連絡体制が確立され、正しく運用されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 事故及び災害時対応マニュアルが作成され正しく運用されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	ウ 社員全員を対象とした防火・防災・水難事故等の訓練を定期的実施している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	エ 発生した事故等については、早急に市や関係機関に連絡を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(2)警備・保安の確保	ア 埠頭の警備・保安確保について適切な体制・対応が図られている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 施設の安全対策や事故防止の備えた適切な体制・対応が図られている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
5 指定管理料の執行管理		3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
(1)指定管理料の執行の管理	ア 経理規程が作成されており、規程に準拠して処理されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
	イ 指定管理業務と他の業務の会計が独立して適切な処理がされている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
	ウ 指定管理業務にかかる経費の執行状況が適切に管理されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
	エ 備品等の管理について、台帳等を整え、適切に管理している	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
(2)経費節減	ア 経費節減の取組を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 複数の施設（自社施設と公の施設）を一体管理することによる効果的な経費節減がなされている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>

(2) 港湾厚生関連施設【一般社団法人横浜港湾福利厚生協会】

ア 講評

長年にわたる経験を生かして、指定管理者として求められる業務水準を上回る管理運営が行われていると認められます。老朽化している施設も多く、予算も限られる中で、様々な工夫をしながら多岐にわたる利用者に配慮したきめ細かい施設の整備・充実を進めてきたことを高く評価します。また、コロナ禍の制約の中においても、利用者にとって一段と使いやすい運営を行っている点も高く評価します。

今後も引き続き、港湾労働者に対する公平かつ、利用しやすい施設整備・運営に期待します。

イ 各委員のコメント

- ・ 長年の業務経験・ノウハウ蓄積により、施設目的や基本方針が十分に確立しており、指定管理者として求められる業務水準を上回っている。また、利用者に区別なく、公平なサービスの提供に努めている。
- ・ 自社の厚生施設を含む複数施設を一体管理することにより、効率的な管理運営を実現している。また、経費節減の必要性を十分考慮したうえで、施設等の適切な状態を維持する努力を継続していることが伺える。
- ・ 老朽化した施設・箇所が多く、予算や人員も限られる中、できることから取り組んでいること、利用者アンケートでは高い満足度が示されていることを高く評価する。
- ・ コロナ禍の制約の中でも、会議室のオンライン予約システムの導入や利用時間の拡充等、利用者にとって一段と使いやすい運営を行っている点が高く評価される。
- ・ 新人研修や会議を通して、公の施設の設置目的や基本方針についての理解を深める取り組みを行っており、施設の運営に役立てている。また、職員のキャリアアップについても、各種研修により、職務能力向上に努めると共に、挨拶やマナー等についても利用者に対し丁寧な対応を行っている。
- ・ 保全・更新計画に基づき、計画的な保守点検の実施に加え、定期的な巡回点検により、機能の保持に努めている。また、LEDの機器に順次更新するなど、省エネルギー化にも配慮している。

- ・ 自主事業の各項目は利用者目線で利便性を大幅に上昇させる内容のものを考案し実現していることを高く評価する。特に、女性トイレの設置や洋式温水便座の設置など、女性労働者にとって働きやすい環境整備として評価する。さらに女性活躍の場が広がり、社会変化に応じた従業員の労働環境の安全確保を踏まえた対応策の徹底などを一層推進されることを期待する。また、ユーザーと接する職員の安全確保や過度な負担の軽減、カスタマーハラスメント対策も考慮し、利用しやすく働きやすい環境整備に取り組んでいただきたい。
- ・ ユーザーの安全確保や緊急時の対応について、指定管理者として求められる水準を上回っている。
- ・ 発災時に機能する連絡体制を確立・更新している。また、適切な防災マニュアル等を整備するだけでなく、それらの実効性を確保するために防災訓練を確実に実施している点、また、体制をアップデートしている点も高く評価する。近年の災害の増加を踏まえ、港湾労働者・職員を含めた安全対策・予防措置の拡充に引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 指定管理料の執行管理については、経理規程が作成されており、規定に準拠して処理されていると認められる。また、備品等も台帳に記載し、適切に管理されている。給食・食堂・住宅等の運営実績と併せて、指定管理者選定後も、効率的な管理運営および経費の削減に努めている。収支計画については、より主体的な計画が期待される。
- ・ 各項目について良好な管理運営がなされていると考えられる。一体管理のメリットを強化し、デメリットを補うためには、利用者の声に耳を傾け続けるとともに、DXなど技術的な面での更新が期待される。

ウ 結果

総合評価	4
------	---

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
1 基本的事項		4	4	4	4	4	4	4
(1) 施設目的や基本方針の確立	ア 施設の設置目的や管理運営上の基本方針の理解を徹底させるための取組を行っている。	5	4	4	4	4	4	4
	イ 施設の活用方法と公平な利用に向けた取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 施設の特性や公共性の理解など、業務遂行に必要な職員の知識・能力の向上に資する取組（職員に対するカスタマーハラスメントを防止する研修・教育等を含む）を行っている	4	4	4	4	4	4	4
(2) 職員の配置状況、知識、マナー	ア 職員数は適正で、事業計画書の組織体制と実際の体制に乖離がない	3	3	4	3	3	4	3
	イ 施設の特性や公共性の理解など、業務遂行に必要な職員の知識・能力の向上に資する取組（職員に対するカスタマーハラスメントを防止する研修・教育等を含む）を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 挨拶や、言葉遣い・態度等マナーについて計画的に社員教育を行っている	4	4	4	4	4	4	4
(3) 運営の実績	ア 基本協定書に定められた運営基準をクリアしている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 横浜港の環境変化に合わせた福利厚生事業を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 複数の施設（自社の厚生施設を含む）を一体管理することによる効果的な管理をしている	4	4	4	4	4	4	4
2 施設・設備の維持管理		4	4	4	4	4	4	4
(1) 清掃・施設保守管理、設備修繕業務、巡回・警備業務	ア 保守点検を適切に実行し、安全性の確保及び機能の保持が実現されている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 発見された施設等の不具合が適切に処理されている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 施設の清掃が行われ、衛生状態が適切な状態に保たれている	4	4	4	4	4	4	4
	エ 施設の警備業務が適切に行われている	4	4	4	4	4	4	4
(2) 環境への対応	ア グリーン購入の推進や巡回時のエコドライブ、電気、ガス、水道等のエネルギー使用量削減等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進している	3	3	3	3	3	3	3

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
(2)環境への対応	イ 事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいる	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
3 運営及びサービスの質の向上		4	4	4	4	4	4	4
(1)利用実績の把握と利用者サービス向上に向けた取組	ア 事業計画書に基づき、利用実績が把握されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 新たな利用者獲得に向けた取組や、多様な利用者が利用しやすい環境整備等、サービス向上に繋がる取組を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	ウ 施設の開館時間及び休日設定が、利用者ニーズに対応した使いやすい施設になっている	5	5	5	5	5	5	<u>5</u>
(2)使用許可等業務	ア 使用許可業務が適切に行われている	4	3	3	4	3	3	<u>3</u>
	イ 使用許可関係書類など、文書の取扱規程が整備され、適切に保管されている	4	3	3	4	3	4	<u>3</u>
(3)自主事業の適切な実施と独自の工夫等	ア 自主事業として提案した事項が達成されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ サービス向上に向けた独自の工夫がなされている	5	5	5	5	4	5	<u>5</u>
(4)ユーザーニーズの把握、要望・問合せ対応	ア 利用者アンケートを実施するなどユーザーニーズを反映できている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	イ 要望・問い合わせに対応する窓口が明確になっている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
	ウ 利用者が苦情や意見を述べやすいよう工夫をして、改善につながる機会を増やしている	3	3	3	3	4	3	<u>3</u>
	エ 寄せられた苦情や意見に真摯に対応し、福利厚生事業に生かし、業務を改善している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
(5)社員間・関係機関との連絡調整	ア 一体的運営を図るため、社員間で情報共有の工夫を行っている	4	4	4	4	3	4	<u>4</u>
	イ 港湾関係機関、団体と連携した福利厚生事業を実施している	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
(6)コンプライアンス・個人情報の保護	ア 反社会的勢力の排除、汚職や贈収賄、不正競争行為の防止など法令順守の考えが社内に浸透し、法令を確実に順守する体制・仕組みを構築している	4	4	4	4	3	4	<u>4</u>
	イ 個人情報の取扱に対する研修を実施し、個別に誓約書を取っている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価	
(7)市への報告	ア 基本協定書に基づき、事業報告書等を提出している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	イ 市の担当者と連絡を密にとり、報告、連絡、相談を徹底する取組を行っている	5	4	5	5	4	4	<u>4</u>	
	ウ 苦情・問合わせ等の内容を迅速に報告している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
4 安全管理		4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
(1)ユーザーの安全確保	ア 事故予防に対する対応策を組み、安全で利用しやすい環境を確保している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	(2)緊急時の対応	ア 緊急時の連絡体制が確立され正しく運用されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
		イ 事故及び災害時対応マニュアルが作成され正しく運用されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
		ウ 社員全員を対象とした防火・防災・水難事故等の訓練を定期的に行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
		エ 発生した事故等については、早急に市や関係機関に連絡を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
5 指定管理料の執行管理		4	4	4	3	4	4	<u>4</u>	
(1)指定管理料の執行管理	ア 経理規程が作成されており、規程に準拠して処理されている	4	3	3	3	4	3	<u>3</u>	
	イ 指定管理業務と他の業務の会計が独立して適切な処理がされている	4	3	4	3	4	3	<u>3</u>	
	ウ 指定管理業務にかかる経費の執行状況が適切に管理されている	4	4	4	3	4	4	<u>4</u>	
	エ 備品等の管理について、台帳等を整え、適切に管理している	3	3	3	3	4	3	<u>3</u>	
(2)経費節減	ア 経費節減の取組を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	イ 複数の施設（自社の厚生施設を含む）を一体管理することによるコスト削減を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	

7 総評

当委員会は、今回の評価にあたり、横浜港の埠頭再編やコロナ禍からの回復が進んでいる中、環境の変化にあわせた指定管理施設の管理運営や、港湾施設における安全性や利便性、効率性に着目し、実地監査及び指定管理者へのヒアリングを行いました。

その結果、物流等関連施設の指定管理者である「横浜港埠頭株式会社」並びに港湾厚生関連施設の指定管理者である「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」は、ともに施設の設置目的の理解や利用者ニーズの把握に努め、協定書や仕様書等に定める業務水準を上回る管理運営を継続的に実践していることが確認され、そのことを当委員会として高く評価いたします。

引き続き、今回の評価結果にとどまらず、港湾を取り巻く環境や利用状況の変化に注視しながら、さらなるニーズの多様化に対応できるよう、随時業務の振り返りや他港の事例研究に励行し、一層のサービス向上に取り組むことを期待いたします。